

(運用基準 様式3)

令和7年9月24日

脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備事務所上瀬谷公園整備課

## 「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園植物調達委託(その1)」

### 契約結果

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園植物調達委託(その1)について、公募型プロポーザル方式で受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名 (仮称)旧上瀬谷通信施設公園植物調達委託(その1)

2 委託内容 植物調達調整業務 一式

3 契約の相手方 一般社団法人 横浜市造園協会

4 契約金額 2,838,000円

5 契約日 令和7年9月22日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
一般社団法人 横浜市造園協会	489	1

7 評価基準・評価委員会開催経過

委員会開催日時	令和7年8月4日(月) 13:10~14:45
開催場所	市庁舎31階N03会議室(横浜市中区本町6-50-10)
主な議事内容	・提案者のプレゼンテーション及び質疑応答 ・提案内容の審議、評価 ・評価結果の確認
確認事項	・提案3者によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施 ・各委員の評価をとりまとめ、提案者の中から第一位を決定 ・評価結果を確認し、業者選定委員会へ報告することについて了承
評価委員の出席状況	評価委員6名中6名出席
評価基準	別紙提案書評価基準の通り
事務局	脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備事務所上瀬谷公園整備課

8 問い合わせ先

脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備事務所上瀬谷公園整備課 濁川、伊澤

電話: 045-900-0595

## 提案書評価基準

件名：（仮称）旧上瀬谷通信施設公園植物調達委託（その1）

評価事項	評価項目	評価の視点	配点	評価及び評価点
業務実施体制	業務の体系考え方	本業務の特徴を理解し、人員配置や役割分担等が総合的に整っており、実行性の高い業務体制となっているか	15	(点数×3) ・体制が万全であり、申し分ない（5点） ・体制が十分整っている（4点） ・体制が概ね整っている（3点） ・体制がやや不十分で、軽微な改善が必要（2点） ・体制が不十分で、改善が必要（0点）
	業務実施体制	業務遂行に必要な人員体制が確保されているか	10	(点数×2) ・体制が万全であり、申し分ない（5点） ・体制が十分整っている（4点） ・体制が概ね整っている（3点） ・体制がやや不十分で、軽微な改善が必要（2点） ・体制が不十分で、改善が必要（0点）
業務実績	企業の実績	自社・協力企業が類似業務の実績を有しているか	15	(点数×3) ・特に優れた実績がある（5点） ・優れた実績がある（4点） ・標準的な実績がある（3点） ・実績がやや不十分である（2点） ・評価できる実績が無い（0点）
	現場責任者・担当技術者の実績	本業務と関連した業務経験の長さ、植物管理関連業務の実績等を有しているか	15	(点数×3) ・特に優れた実績がある（5点） ・優れた実績がある（4点） ・標準的な実績がある（3点） ・実績がやや不十分である（2点） ・評価できる実績が無い（0点）
業務実施方針	業務実施方針	業務の特徴を踏まえ、2年間を見通した業務実施方針、熱意と創意工夫を持った提案となっているか	10	(点数×2) ・特に優れた提案内容である（5点） ・優れた提案内容である（4点） ・標準的な提案内容である（3点） ・提案内容がやや不十分である（2点） ・提案内容に検討不足が多い（0点）
提案内容	調達計画	調達リストに対して、必要数調達できる方策があるか 調達できない品種に関しては代替品種を確保する方策があるか	20	(点数×4) ・特に優れた提案内容である（5点） ・優れた提案内容である（4点） ・標準的な提案内容である（3点） ・提案内容がやや不十分である（2点） ・提案内容に検討不足が多い（0点）
	品質管理計画	より良い球根を確保するための品質管理や検品体制が確保されているか	15	(点数×3) ・特に優れた提案内容である（5点） ・優れた提案内容である（4点） ・標準的な提案内容である（3点） ・提案内容がやや不十分である（2点） ・提案内容に検討不足が多い（0点）

(100点満点)

### 1 評価方法

- (1) 評価事項「提案内容」の評価項目のうち、いずれか1つでも最低評価（0点）があった場合は失格とする。
- (2) 出席委員の評価点数の合計が満点の50%未満の場合は失格とする。

### 2 第1順位の決定方法

- (1) 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案者を第1順位とする。
- (2) 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案者が複数の場合は、その中で「提案内容」の合計点数が最も高い提案者を第1順位とする。
- (3) 上記の方法によりなお、第1順位が決定しない場合は出席委員の多数決により第1順位を決定する。それでもなお決定しない場合は委員長が第1順位を決定する。